

和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業者指定事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱（平成25年制定。以下「実施要綱」という。）に規定する研修事業者及び研修の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(指定対象)

第2条 知事は、県内に所在する地方公共団体、行政機関、公立高等学校又は法人格を有する者で、研修事業の趣旨を十分に理解し、責任をもって和歌山県内で適正に研修事業を実施する能力があると認められた者に対し、研修事業者の指定を行うものとする。

2 知事は、研修課程ごとに研修事業者の指定を行うものとする。

3 知事は、知事が指定する居宅介護従業者等養成研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）が県内で行う研修に対して、研修の指定を行うものとする。

4 知事は、過去に指定取消処分を受けた事業者又は指定取消を免れるために研修事業を取り下げた事業者等に対しては、研修事業者の指定を行わないことができる。

(準用規定)

第3条 知事は、法人格を有しない団体については、次の各号に掲げる内容をすべて満たすと認める場合に、前条の法人格を有する者に準じて取り扱うものとする。

(1) 代表者及び団体の組織運営について会則が定められ、運営に関する責任関係が明確に定められていること。

(2) 団体の会計が適切に処理されていること。

(3) 福祉・保健分野において相当の活動実績を有し、研修事業を行うことにより福祉・保健分野における貢献が十分期待できること。

(研修事業の委託)

第4条 指定研修事業者である地方公共団体、国の行政機関又は独立行政法人は、他の県内の指定研修事業者に、受講生決定事務を除く研修事業の実施について委託することができる。

2 前項に掲げる者以外の指定研修事業者は、他の指定研修事業者（他府県の知事が指定する指定事業者を含む。）に、研修事業の実施についてその一部（知事が認めるものに限る。）を委託することができる。

3 前2項により、研修事業を委託する者は、知事に届け出なければならない。

4 研修事業を受託した者は、受託した研修事業を再委託してはならない。

(事業者指定申請)

第5条 研修事業者の指定を受け研修を実施しようとする者（以下「研修事業者指定申請者」という。）は、第1号から第5号までに掲げる事項を記載した「居宅介護従業者等養成研修事業者兼研修指定申請書」（別記第1号様式）に第6号から第17号までに掲げる書類を添付し、募集を行おうとする60日前までに、知事に申請しなければならない。

(1) 研修事業者の名称及び代表者職氏名

(2) 主たる事業所の所在地及び研修事業を実施する事業所の所在地（講義を通信にて行う場合は、その対象地域）

(3) 研修事業の名称

(4) 研修の課程及び講義の方法

(5) 募集予定期間及び研修実施予定期間

(6) 学則（別記第2号様式）

- (7) 研修カリキュラム（別記第3号様式）
- (8) 研修日程表（別記第4号様式）
- (9) 講師履歴兼講師就任承諾書（別記第5号様式）及び資格証明書の写し
- (10) 実習施設利用計画表（別記第6号様式）
- (11) 実習施設受入承諾書（別記第7号様式）
- (12) 研修講義室及び演習（実技講習）室利用承諾書（別記第8号様式）
- (13) 研修事業収支計画書
- (14) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）（別記第9号様式）
- (15) 定款又はその他基本約款
- (16) 申請者の資産状況を明らかにする書類
- (17) 向こう2年間の研修事業に係る収支予算書

2 講義を通信の方法によって行う場合は、前項各号に定める事項に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 添削指導及び面接指導要領
- (2) 添削指導問題形式一覧（別記第10号様式）
- (3) 添削指導に関する問題集、解答用紙及びその模範解答集

3 補講の実施を他の県内の指定研修事業者に依頼する場合は、前2項各号に定める事項に加え、居宅介護従業者等養成研修補講受入承諾書（別記第11号様式）を添付しなければならない。

4 研修事業を委託する場合にあっては、前3項各号に定める事項に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 居宅介護従業者等養成研修事業委託届出書（別記第12号様式）
- (2) 居宅介護従業者等養成研修事業実施に係る事業委託契約書の写し
- (3) 受託者の居宅介護従業者等養成研修事業者指定通知書の写し

5 研修事業者指定申請者が、地方公共団体、行政機関又は公立高等学校である場合には、第1項第15号及び第16号に掲げる書類の提出を免除する。

（研修事業者の指定）

第6条 知事は、研修事業者指定申請者及びその申請内容が第7条から第9条までに掲げる事項に適合すると認める場合に限り、研修事業者指定申請者に対し指定研修事業者の指定及び当該研修の指定を行うものとする。

2 知事は、研修事業者指定申請者に対して、前項の審査を行うために、記載事項及び指定に必要な事項についての報告及び関係書類の提出を求め、並びに実地調査を行うことができる。

3 知事は、前項の審査を行うため、必要に応じて、研修事業者指定申請者の実施する研修の受託者、研修担当講師及び実習施設等の関係者に対し、申請書の記載事項及び指定に必要な事項についての報告及び関係書類の提出を求め、並びに実地調査を行うことができる。

4 知事は、研修事業者指定申請者に対し、指定を決定したときは通知するものとし、不指定の決定をしたときは、理由を付してその旨通知するものとする。

5 研修事業者指定の決定にかかる標準処理期間は、60日以内とする。

（研修事業者指定基準）

第7条 指定研修事業者は、次の各号に掲げる内容を満たさなくてはならない。

- (1) 従業員に関係法令、実施要綱及び本要綱等を遵守させ、適切な研修計画を定め研修事業を円滑に実施するために必要な事務的能力及び体制を備えていること。
- (2) 研修事業の安定的運営に必要な財政基盤については、次のとおりであること。

ア 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等、研修事

業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

イ 研修事業者指定申請者が法人格を有する場合は、研修事業の安定的な実施に必要な財政基盤及び運営資金を有していること。

(3) 各科目を担当するために適切な人材が研修実施に必要な人数確保されていること。

(4) 研修を実施するために必要な物品が次のとおり確保されていること。

ア ベッドは最大8名につき1台あること。

イ 浴槽は最大8名につき1台あること。

ウ その他備品、消耗品等については別紙第3に定める使用備品等が確保されていること。

(5) 研修を実施するために定員に見合った広さを有する研修に適切な会場が次のとおり確保されていること。

ア 講義室については、定員1人あたり1.65㎡以上の広さがあること。

イ 演習（実技講習）室については、1ベッドあたり11.0㎡以上の広さがあること。

(6) 実習施設及び実習指導者と連携し、適切な実習実施計画が定められること。

(7) 研修内容を明示する学則を定め、受講契約を行う際に、受講申込者に対し書面により説明を行うこと。

(8) 研修修了時には、アンケート調査等を行い、常に居宅介護従業者等の資質向上を目的とする研修であるよう努めること。

(9) 正当な理由なく研修事業を休止せず、年1回以上継続して研修事業を実施できる体制であり、適切な事業計画を策定できること。

(研修指定基準)

第8条 研修の実施については、次の各号に掲げる内容を満たさなくてはならない。

(1) 研修定員が40名以内であること。

(2) 学則が実施要綱で定める内容に適合しており、研修事業の実施について適正であると認められること。

(3) 研修カリキュラムが、実施要綱に定める内容以上のものであること。

(4) 各科目を担当する講師について、別紙第1に定める選定要件を満たしていること。

(5) 実習施設及び実習指導者について、別紙第2に定める選定要件を満たしていること。

(通信添削で行う場合の指定基準)

第9条 講義を通信添削によって行う場合は、通信添削及び面接指導について次の各号に掲げる内容を満たさなくてはならない。

(1) 面接指導については、次のとおりとする。

ア 面接指導の時間数が、実施要綱に定める以上の時間数があること。

イ 面接指導を行う科目が、内容のかたよりなく講義科目から選定されていること。また、面接指導を行う科目以外についても、適切な指導ができるよう、別途時間を設けられていること。

(2) 通信添削の問題については、次のとおりとする。

ア 通信添削問題は、学識経験者等からなる通信添削問題作成チームにより作成され、各科目の学習内容が効果的に学習できる質の高いものであること。

イ 各科目に研修カリキュラムで規定する時間数以上の問題数があり、なおかつ各科目に1問以上の論述式問題があること。

(3) 通信添削期間及び提出回数については、次のとおりとする。

ア 居宅介護職員初任者研修課程については、通信添削期間が1か月以上で、提出回数は3回以上あること。

イ 障害者居宅介護従業者基礎研修については、通信添削期間が15日以上で、提出回数は2回以上あること。

- (4) 別紙第1で掲げる講師選定要件に該当するものが添削指導者として、適切な添削指導を行うことができること。
- (5) 面接指導及び添削責任者による受講生からの質問対応により、受講生に全課題を提出させ認定基準（100点満点で70点以上）を上回るよう指導できる体制であること。

（研修の指定申請）

第10条 指定研修事業者は、第6条により指定を受けた研修以外に追加して研修を行う場合には、「居宅介護従業者等養成研修指定申請書」（別記第13号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、募集を行おうとする30日前までに、知事に申請しなければならない。

- (1) 学則（別記第2号様式）
- (2) 研修カリキュラム（別記第3号様式）
- (3) 研修日程表（別記第4号様式）
- (4) 講師履歴兼講師就任承諾書（別記第5号様式）及び資格証明書の写し
- (5) 実習施設利用計画表（別記第6号様式）
- (6) 実習施設承諾書（別記第7号様式）
- (7) 研修事業収支計画書
- (8) 講義室及び演習（実技講習）室利用承諾書（別記第8号様式）

2 通信により講義を行う場合は前項各号に定める事項に加えて、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 添削指導及び面接指導要領
- (2) 添削指導に関する問題形式一覧（別記第10号様式）

3 補講を他の県内の指定研修事業者に依頼する場合には前2項各号に定める事項に加えて、居宅介護従業者等養成研修補講受入承諾書（別記第11号様式）を添付しなければならない。

4 研修事業の実施を委託する場合にあっては、前3項各号に定める事項に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 居宅介護従業者等養成研修事業委託届（別記第12号様式）
- (2) 居宅介護従業者等養成研修事業実施に係る事業委託契約書の写し
- (3) 受託者の居宅介護従業者等養成研修事業者指定通知書の写し

（研修指定の決定）

第11条 知事は、前条により研修の指定を受けようとする者から申請があったときは、原則として県内で実施される研修であり、かつ、申請内容が第8条及び第9条で掲げる事項に適合すると認めるときに限り、指定するものとする。

2 知事は、研修事業者指定申請者、その研修事業の受託者及び実習施設等の関係者に対して、前項の審査を行うために、必要に応じて申請書の記載事項及び指定に必要な事項についての報告及び関係書類の提出を求め、並びに実地調査を行うことができる。

3 知事は、申請者に対し、研修指定を決定したときは通知するものとし、不指定の決定をしたときは、理由を付してその旨通知するものとする。

4 研修指定の決定の標準処理期間は、30日以内とする。

（事業者変更届出）

第12条 指定研修事業者は、第5条第1項第1号又は第2号の内容について変更があった場合には、変更を加えた日より10日以内に「居宅介護従業者等養成研修事業者変更届出書」（別記第14号様式）により知事に届け出なくてはならない。

(研修の変更申請)

第13条 指定研修事業者は、既に研修指定を受けた研修の実施において、第5条第1項第5号から第17号までの規定及び第10条に掲げる事項に研修実施上やむを得ない事情により変更を加える必要がある場合は、変更を加える10日前までに「居宅介護従業者等養成研修変更申請書」(別記第15号様式)に必要な書類を添付のうえ提出しなくてはならない。

2 知事は、前項の申請内容が適当ではないと認められる場合には、指定研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

(研修の中止)

第14条 指定研修事業者は、やむを得ない事情により、既に指定をうけた研修の実施を中止する場合には、研修の実施を中止する前日までに「居宅介護従業者等養成研修中止届出書」(別記様式16号様式)を提出しなければならない。

(研修事業の休止及び再開)

第15条 指定研修事業者は、研修事業を休止し、1年以上研修を実施しない場合には、休止の決定をしてから10日以内に「居宅介護従業者等養成研修事業者休止届出書」(別記第17号様式)を提出しなければならない。

2 研修事業を休止している指定研修事業者は、速やかに研修事業を再開できるように努めなければならない。

3 研修事業を休止している指定研修事業者が、研修事業を再開する場合には、再開しようとする60日前までに「居宅介護従業者等養成研修事業者再開届出書」(別記第18号様式)を提出しなければならない。

(研修事業の廃止)

第16条 指定研修事業者が研修事業を廃止する場合には、廃止の決定をしてから10日以内に「居宅介護従業者等養成研修事業者廃止届出書」(別記第19号様式)を提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 指定研修事業者は、第6条及び第11条の規定により研修の指定を受けた居宅介護従業者等養成研修の終了後60日以内に居宅介護従業者等養成研修実績報告書(別記第20号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 研修修了者名簿(別記第21号様式)の写し
- (2) 研修受講者出席簿(別記第22号様式)の写し
- (3) 研修施設事業所実習修了証明書(別記第23号様式)の写し
- (4) 受講要件を確認した書類の写し(受講に必要な要件がある場合)
- (5) 研修事業収支決算書

2 研修事業の実施において、他の指定事業者で補講を行った場合は、前2項の書類に加えて、居宅介護従業者等養成研修補講実施報告書(別記第24号様式)の写しを添付すること。

3 研修科目の免除を行った場合には、前3項の書類に加えて、研修修了者の科目免除申請書の写しを添付すること。

(年間計画)

第18条 指定研修事業者は、毎年度4月末日までに、居宅介護従業者等養成研修事業年間計画を作成し、「居宅介護従業者等養成研修事業年間実施計画届出書」(別記第25号様式)を知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第19条 指定研修事業者は、研修事業の実施において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければ

ばならない。

- (1) 研修事業の実施に係る申請及び届出等を遺漏なく提出すること。
- (2) 研修事業の実施に係る書類を作成し、研修終了後3年以上保管しなければならない。ただし、修了者名簿については、永久に保存すること。
- (3) 研修事業の実施において、受講生のプライバシー及び人権の保護に留意すること。特に、受講生の個人情報、研修事業以外の目的に使用してはならない。
- (4) 研修事業の実施において、O-157等の食中毒及び冬期のインフルエンザ等、受講生の健康及び安全に留意すること。特に、実習を行う前には、受講生が健康診断を受けるよう配慮し、実習生を掛け捨て保険に加入させることが望ましい。
- (5) 実習について知り得た事実等のプライバシーの保持、実習施設の利用者の健康・安全への配慮に努めるよう、受講生を指導すること。
- (6) 受講生の募集にあたっては、誇大広告等により受講生に不当な期待及び不利益を与えないよう、正確な広告表示を行うこと。
- (7) 指定研修事業者は、研修修了者から修了証明書を紛失により修了証明書の再発行を求められた場合、修了証明書の再発行を行うこと。
- (8) 研修事業の実施に関し、本要綱に記載のないものについて疑義がある場合には、事前に県に確認のうえ、その指示に従うこと。

(指定研修事業者への調査)

第20条 知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施についての報告及び関係書類の提出を求め、並びに実地に調査することができる。

2 知事は、指定研修事業者の研修事業に関して、事業受託者及び実習施設等の研修関係者に対して、研修事業の実施についての報告及び関係書類の提出を求め、必要と認めるときは実地に調査することができる。

(改善指導)

第21条 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、改善指導と同時に、改善が認められるまで、指定研修事業者に対して、研修の指定を取り消すことができる。

(指定取消)

第22条 指定研修事業者が次の各号に掲げる事項に該当した場合、第2条第1項の要件を満たさなくなったとして、知事は指定を取り消すことができる。

- (1) 研修事業者指定申請又は、研修事業の指定申請において、虚偽の記載により指定を受けた場合
- (2) 研修事業実績報告書等において虚偽記載を行った場合
- (3) 次の事項に該当し、研修事業を適正に実施する能力を喪失したと認められる場合
 - ア 研修事業を実施するに必要な講師・会場・物品等の不足
 - イ 研修事業を実施するために必要な財政能力・事務能力の欠如
 - ウ その他本要綱第8条に定める指定基準を満たさなくなったとき
 - エ 前条の改善指導に従わない場合
- (4) 研修事業の実施等において、不正な行為を行った場合

(その他)

第23条 この要綱に定めのないものについては、別途知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月23日から施行し、改正後の和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業者指定事務取扱要綱の規定は、平成19年度和歌山県居宅介護従業者養成研修事業に係る研修事業者及び研修の指定から適用する。
- 2 和歌山県精神障害者ホームヘルパー養成研修事業実施者等指定要領（平成17年制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成17年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業者指定事務取扱要綱の一部を改正する要綱（令和2年4月1日施行）による改正前の別記第3号様式「研修カリキュラム（行動援護従事者養成研修課程）」に定める内容以上の研修を実施する研修実施者は、当該要綱による改正後の別記第3号様式「研修カリキュラム（行動援護従事者養成研修課程）」に定める内容を有する研修を実施する研修実施者とみなす。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年3月9日から施行する。